

大阪府認知症介護実践者等養成事業実施要綱

(目的)

第1条 大阪府内における高齢者介護実務者等に対し、認知症高齢者等の介護に関する実践的研修を実施することにより、認知症介護技術の向上を図り、認知症介護の専門職員を養成し、もって認知症高齢者等に対する介護サービスの充実を図ることを目的として、本要綱を制定するものである。

(事業内容等)

第2条 この要綱に定める研修は、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」(平成18年3月31日付老発第0331010号 厚生労働省老健局長通知。以下「厚生労働省老健局長通知」という。)及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」(平成18年3月31日付老計発第0331007号 厚生労働省老健局計画課長通知。以下「厚生労働省老健局計画課長通知」という。)に基づき、実施するものとする。

2 研修課程は次の各号のとおりとする。

(1) 認知症介護基礎研修 (以下「基礎研修」という。)

(2) 認知症介護実践研修 (以下「実践研修」という。)

① 実践者研修

② 実践リーダー研修

(3) 認知症対応型サービス事業開設者研修 (以下「開設者研修」という。)

(4) 認知症対応型サービス事業管理者研修 (以下「管理者研修」という。)

(5) 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修 (以下「計画作成担当者研修」という。)

(6) 認知症介護指導者養成研修 (以下「指導者養成研修」という。)

(7) 認知症介護指導者フォローアップ研修 (以下「フォローアップ研修」という。)

3 各研修課程の標準的なカリキュラムは、次のとおりとする。

(1) 認知症介護基礎研修 別表第1のとおり

(2) 実践研修

① 実践者研修 別表第2のとおり

② 実践リーダー研修 別表第3のとおり

(3) 開設者研修 別表第4のとおり

(4) 管理者研修 別表第5のとおり

(5) 計画作成担当者研修 別表第6のとおり

(6) 指導者養成研修 厚生労働省老健局計画課長通知のとおり

(7) フォローアップ研修 厚生労働省老健局計画課長通知のとおり

(対象者)

第3条 大阪府内の介護保険施設、指定居宅サービス事業者等(以下「介護保険施設等」という。)において高齢者介護業務等に従事し、別表第7の受講要件を満たしている者で、次条第1項および第2項に規定する実施主体が適当と認める者とする。

2 前項に規定する「介護業務」とは、「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」(昭和63年2月12日社庶第29号)別添

2 「介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等」に定める業務をいう。

(実施主体)

第4条 基礎研修、実践研修の実施主体は、大阪府（以下「府」という。）が別に定める要領に基づき、府が指定する法人とする。

2 開設者研修、管理者研修、計画作成担当者研修、指導者養成研修及びフォローアップ研修の実施主体は、府とする。ただし、これらの研修課程のうち、指導者養成研修及びフォローアップ研修については、厚生労働省老健局長通知に基づき社会福祉法人仁至会認知症介護研究・研修大府センター（以下「大府センター」という。）にて実施するものとする。

3 開設者研修、管理者研修及び計画作成担当者研修については、府が適当と認める社会福祉法人等に委託できるものとする。

(受講の手続)

第5条 第2条第2項(1)の研修課程の受講を希望する者は、第4条第1項に規定する実施主体に対し、実施主体が定める方法により申し込むものとする。

2 第2条第2項(2)の研修課程の受講を希望する者は、介護保険施設等の事業所の長を通じて第4条第1項に規定する実施主体に様式第1号により申し込むものとする。

3 第2条第2項(3)、(4)及び(5)の研修課程の受講を希望する者は、所属する事業所の所在する市町村の長に申し出るものとし、申し出を受けた市町村の長は、府に対し、様式第2号及び様式第3号により申し込むものとする。

(修了証書)

第6条 第2条第2項(1)、(2)の研修の全日程を修了した者については、様式第4号により、指定法人代表者名の修了証書を交付するものとする。

2 第2条第2項(3)、(4)及び(5)の研修の全日程を修了した者については、様式第5号により府知事名の修了証書を交付する。

3 第2条第2項(6)及び(7)の指導者養成研修及びフォローアップ研修については、様式第6号により大府センター長名の修了証書が交付される。

(修了者台帳)

第7条 この要綱に定める研修を修了した者について、府の保管する修了者台帳に記載されるものとする。

(事業廃止の決定)

第8条 府は、この要綱に定める事業について必要性がなくなつたと判断したときは、事業を廃止することができる。

2 事業を廃止したときは、指定法人への指定の効力は消滅するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、研修実施に必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項(2)の研修について、本要綱の改正前の規定は、平成29年3月31日までの間は、なおその効力を有する。

この要綱は、平成31年4月10日から施行する。

この要綱は、平成2年7月1日から施行する。

この要綱は、令和3年7月5日から施行する。ただし、第2条第2項(2)の研修について、本要綱の改正前の規定は、令和4年3月31日までの間は、なおその効力を有する。

(別表第1)

基礎研修標準カリキュラム

教 科 名		時間数	区 分
(1)	認知症の人の理解と対応の基本	150分 程度	自学習 (eラーニング)

(別表第2)

実践者研修標準カリキュラム

教 科 名		時間数	区 分
1 認知症ケアの基本			
(1)	認知症ケアの理念・倫理と意思決定支援	180分	講義+演習
(2)	生活支援のためのケアの演習1	300分	講義+演習
(3)	QOLを高める活動と評価の観点	60分	講義+演習
(4)	家族介護者の理解と支援方法	90分	講義+演習
(5)	権利擁護の視点に基づく支援	90分	講義+演習
(6)	地域資源の理解とケアへの活用	120分	講義+演習
2 認知症の人への具体的支援のためのアセスメントとケアの実践			
(1)	学習成果の実践展開と共有	60分	講義+演習
(2)	生活支援のためのケアの演習2(行動・心理症状)	240分	講義+演習
(3)	アセスメントとケアの実践の基本	300分	講義+演習
3 実習			
(1)	職場実習の課題設定	240分	講義+演習
(2)	職場実習(アセスメントとケアの実践)	4週間	実習
(3)	職場実習評価	180分	講義+演習

(別表第3)

実践リーダー研修標準カリキュラム

教科名		時間数	区分
1 認知症介護実践リーダー研修総論			
(1)	認知症介護実践リーダー研修の理解	90分	講義＋演習
2 認知症の専門知識			
(1)	認知症の専門的理解	120分	講義＋演習
(2)	施策の動向と地域展開	210分	講義＋演習
3 認知症ケアにおけるチームケアとマネジメント			
(1)	チームケアを構築するリーダーの役割	180分	講義＋演習
(2)	ストレスマネジメントの理論と方法	120分	講義＋演習
(3)	ケアカンファレンスの技法と実践	120分	講義＋演習
(4)	認知症ケアにおけるチームアプローチの理論と方法	180分	講義＋演習
4 認知症ケアの指導方法			
(1)	職場内教育の基本視点	240分	講義＋演習
(2)	職場内教育（OJT）の方法の理解	240分	講義＋演習
(3)	職場内教育（OJT）の実践	360分	講義＋演習
5 認知症ケア指導実習			
(1)	職場実習の課題設定	240分	講義＋演習
(2)	職場実習	4週間	実習
(3)	結果報告	420分	講義＋演習
(4)	職場実習評価	上記を含む	講義＋演習

(別表第4)

開設者研修標準カリキュラム

教科名		時間数	区分
1	認知症高齢者の基本的理解	60分	講義
2	認知症高齢者ケアのあり方	90分	講義
3	家族の理解・高齢者との関係の理解	60分	講義
4	地域密着型サービスの取組み	150分	講義
現場体験		480分	

(別表第5)

管理者研修標準カリキュラム

教科名		時間数	区分
1	地域密着型サービス基準	60分	講義
2	地域密着型サービスの取組み	90分	講義
3	介護従事者に対する労務管理	60分	講義
4	適切なサービス提供のあり方	330分	講義

(別表第6)

計画作成担当者研修標準カリキュラム

教科名		時間数	区分
1	総論・小規模多機能ケアの視点	60分	講義
2	ケアマネジメント論	60分	講義
3	地域生活支援	60分	講義
4	チームケア (記録：カンファレンス・アセスメント・プラン)	60分	講義
5	居宅介護支援計画作成の実際	300分	講義 60分 演習 240分

(別表第7)

課程別受講要件

課程の別		受講要件
基礎研修		介護保険施設・事業者等が当該事業を行う事業所において、介護に直接携わる職員のうち医療・福祉関係の資格を有さない者等。
実践研修	実践者研修	介護保険施設・事業者等（地域密着型サービス事業者を除く）に従事する介護職員等で、認知症介護基礎研修を修了した者あるいはそれと同等以上の能力を有する者であり、身体介護に関する基本的知識・技術を修得している者であって、概ね2年程度の実務経験を有する者。
	実践リーダー研修	介護保険施設・事業者等（地域密着型サービス事業者を除く）に従事する介護職員等で、介護保険施設・事業者等において介護業務に概ね5年以上従事した経験を有する者であり、かつ、ケアチームのリーダー又はリーダーになることが予定されるものであって、実践者研修（旧基礎課程を含む。）を修了し1年以上経過している者。
開設者研修		指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定認知症対応型共同生活介護事業者、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者。
管理者研修		単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所、共用型指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の管理者又は管理者になることが予定される者であって、実践者研修（旧基礎課程を含む。）を修了している者。
計画作成担当者研修		指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者又は計画作成担当者になることが予定される者であって、実践者研修（旧基礎課程を含む。）を修了している者。

<p>指導者養成研修</p>	<p>次のア～オの全てを満たす者のうち、研修修了後に府内の高齢者介護実務者養成のため、府が実施する認知症介護研修に協力し、研修講師等の指導者の立場に立つことを目指す者。</p> <p>ア 医師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、言語聴覚士又は精神保健福祉士のいずれかの資格を有する者またはこれに準ずる者</p> <p>イ 次のいずれかの要件に該当する者であって相当の介護実務経験を有する者</p> <p>(ア) 介護保険施設・事業者等に従事している者（過去において介護保険施設・事業者等に従事していた者も含む。）</p> <p>(イ) 福祉系大学や養成学校等で指導者の立場にある者</p> <p>(ウ) 民間企業で認知症介護の教育に携わる者</p> <p>ウ 実践者研修又は実践者研修を終了しているとみなすことのできる研修を修了し、かつ実践リーダー研修を修了している者</p> <p>エ 基礎研修又は実践研修等の企画・立案に参画し、又は講師として従事することが予定されている者</p> <p>オ 地域ケアを推進する役割を担うことが見込まれている者</p>
<p>フォローアップ研修</p>	<p>指導者養成研修修了者で、次の要件を全て満たす者のうち、研修修了後に府内の高齢者介護実務者養成のため、府が実施する認知症介護研修に協力し、研修講師等の指導者の立場に立つことを目指す者。</p> <p>ア 次のいずれかの要件に該当する者</p> <p>(ア) 基礎研修又は実践研修等の企画・立案に参画又は講師として従事している者</p> <p>(イ) 基礎研修又は実践研修等の企画・立案に参画又は講師として従事することが予定されている者</p> <p>イ 指導者養成研修又はフォローアップ研修修了後1年以上を経ている者</p>